2,000トン以上	3,000トン未満	459,400円	
3,000トン以上	4,000トン未満	552,500円	
4,000トン以上	6,000トン未満	675,000円	
6,000トン以上	8,000トン未満	829,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満	1,012,500円	113,500円
10,000トン以上	15,000トン未満	1,257,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,686,300円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,272,900円	
30,000トン以上	50,000トン未満	2,487,500円	
50,000トン以上	70,000トン未満	2,825,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満	3,104,600円	194,900円
100,000トン以上		3,418,100円	

備考

1　測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2　第９条第３項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

別表第五の二を次のように改める。

別表第５の２　運河トン数証書手数料表（第９条関係）

⑴　運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書１通につき　17,900円

⑵　運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数＼測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
	1,000トン未満	294,600円	79,000円
1,000トン以上	2,000トン未満	336,900円	
2,000トン以上	3,000トン未満	459,100円	
3,000トン以上	4,000トン未満	552,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	674,600円	
6,000トン以上	8,000トン未満	828,600円	
8,000トン以上	10,000トン未満	1,011,900円	113,400円
10,000トン以上	15,000トン未満	1,256,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,685,100円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,271,200円	
30,000トン以上	50,000トン未満	2,485,700円	
50,000トン以上	70,000トン未満	2,823,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満	3,102,400円	194,800円
100,000トン以上		3,415,700円	

備考

1　測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2　第９条第３項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあっては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

（船舶安全管理認定書等交付規則の一部改正）

第二条　船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年運輸省告示第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表を次のように改める。

審査等の区分		金額	
		書面により交付等を申請する場合	電子情報処理組織により交付等を申請する場合
仮船舶安全管理認定書	仮審査	二万四千七百円	二万四千五百円
船舶安全管理認定書	初期審査	二万四千七百円	二万四千五百円
	更新審査	二万四千七百円	二万四千五百円
	中間審査	一万三千九百円	一万三千七百円
	臨時審査	二万千九百円	二万千七百円
仮適合認定書	仮審査	十一万千七百円	十一万千五百円
適合認定書	初期審査	十一万千七百円	十一万千五百円
	更新審査	十一万千七百円	十一万千五百円
	年次審査	一万六千五百円	一万六千三百円
	追加審査	七万五千九百円	七万五千七百円
	臨時審査	十万九千円	十万八千八百円
付船舶安全管理認定書等書換え又は再交		四千七百五十円	四千五百五十円

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前にした運河トン数証書の交付、書換え又は再交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。